

提出書類チェックリスト

ご注意

- 不備書類や審査結果によっては被扶養者として認定できない場合があります。
- 資料の追加提出をお願いすることがあります。**
被扶養者としての方（以下「認定対象者」とする）の状況によって新たに資料の提出をお願いすることがあります。
- 証明書類は、提出から3か月以内に発行されたものを提出してください。**
- 扶養の事実が発生した日から**5日以内**（※1）に提出してください。
期限を過ぎている場合は、できるだけ速やかに提出してください（※2）。
ただし、事実が発生した日から30日以内に提出をしなかった場合、共済組合に申告書等を提出した日（※3）が認定日となります。
なお、提出した日が確認できない場合は、共済組合に到着した日が認定日となります。
※1 5日以内とは事実が発生した日の翌日から起算する。
※2 期限を過ぎて申告書をご提出いただいた場合、ご申告いただいた情報のオンライン資格確認システムへの連携が遅くなり、マイナンバーカードで医療機関等を受診できない、マイナポータルに被扶養者の資格情報が反映されない等の可能性があります。
※3 郵便の差出人（普通郵便の場合は切手の消印、記録郵便の場合は引受日）

認定対象者

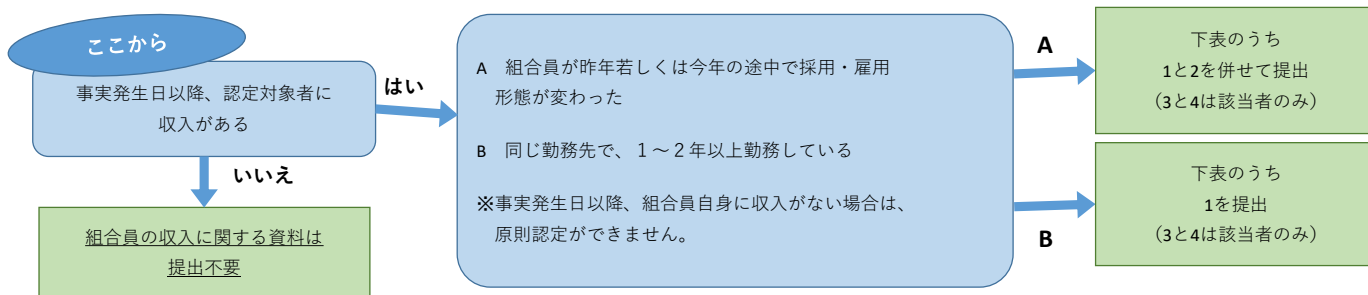
配偶者
(別居・結婚による認定時)

認定事由

結婚

誰の	提出書類	摘要	発行元(様式掲載元)	チェック欄
認定対象者 提出必須	【認定用】被扶養者等申告書 (1/2) 及び (2/2)	必要事項を記入	共済組合ホームページ (ダウンロード)	<input type="checkbox"/>
	扶養事実申立書 [認定用]	組合員が扶養しなければならない理由を具体的に記入	共済組合ホームページ (ダウンロード)	<input type="checkbox"/>
	国民年金第3号被保険者関係届	65歳未満の長期組合員が20歳以上60歳未満の配偶者を認定したい場合 ※短期組合員の方は様式及び提出先が異なるため詳細は各勤務先へ確認	共済組合ホームページ (ダウンロード)	<input type="checkbox"/>
	住民票(写し)	記載内容が次の条件に合致していることを確認 1 認定対象者を含む世帯全員が記載されているもの 2 マイナンバー、本籍が記載されていないもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	戸籍謄本(写し)	組合員との続柄、婚姻日が分かるもの		<input type="checkbox"/>
	送金の事実確認ができる資料	毎月1回以上、金融機関を経由し、送金元が組合員かつ送金先が認定対象者であることが確認できる方法で認定対象者の収入よりも多い額を送金していること ※認定対象者が無収入の場合は生活維持ができる金額	金融機関の通帳等	<input type="checkbox"/>
	前健保の資格喪失証明書(写し)	次のいずれか 1 以前加入していた健康保険の資格喪失証明書(写し) 2 市区町村発行の「資格情報のお知らせ」(写し)または「資格確認書」(写し) ※市区町村以外の国保の場合は、写しではなく資格喪失証明書(写し)	1は以前加入していた健康保険組合など 2は市区町村役場	<input type="checkbox"/>

組合員の確認資料について



誰の	提出書類	摘要	発行元(様式掲載元)	チェック欄
組合員	1 直近の所得証明書(写し)	収入の種類、有無に関わらず必要 市区町村により名称が異なる場合あり(課税証明書など)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	2 給与等証明書 [認定用] 現在の勤務先に記入依頼	組合員の採用による申告の場合や、昨年または今年の途中からの採用、勤務形態の変更等があった場合、提出が必要 源泉徴収票で現在の勤務先の昨年1年間(1月～12月)分の給与収入が確認できる場合は、代替可	共済組合ホームページ (ダウンロード)	<input type="checkbox"/>
	3 直近の年金額決定通知書(写し)	年金収入がある場合必要 受取人、年金額、通知日(改定日)が確認できるもの	年金事務所 生命保険会社等	<input type="checkbox"/>
	4 直近の確定申告書一式(写し)	給与・公的年金以外の収入がある場合 収支内訳書 または 青色申告決算書含む全ページ	税務署	<input type="checkbox"/>

↓ 次頁もご確認ください。

認定対象者の総収入について

1. 事実発生日以降、認定対象者に収入がある場合は下表「1」及び「2」の枠の中から当てはまるものをすべて提出してください。
2. 事実発生日より前（過去2年間）は収入があったが、現在は無収入の場合は下表「2」の枠の提出必須資料と、当てはまるものをすべて提出してください。
3. 事実発生日より前から2年以上無収入である場合は、下表「2」の枠の提出必須資料以外は提出不要です。

	確認事項	提出書類（認定対象者のもの）	摘要	発行元 (様式掲載元)	チェック欄
1	給与収入のみの人 (アルバイト・パート、派遣等)	労働条件通知書	労働契約の内容が確認できるもの ※事実発生日が認定基準改正の2026（令和8）年4月1日（水）以降で、 認定対象者の収入が給与収入のみの場合は、労働条件通知書と扶養事実申立書をご提出いただくことで、従来の所得証明書は不要 ※労働条件通知書が用意できない場合、給与等証明書で代替可	勤務先	<input type="checkbox"/>
		扶養事実申立書〔認定用〕	認定対象者の収入が給与収入のみであることを記入 ※事実発生日が認定基準改正の2026（令和8）年4月1日（水）以降で、 認定対象者の収入が給与収入のみの場合は、労働条件通知書と扶養事実申立書をご提出いただくことで、従来の所得証明書は不要	共済組合ホームページ (ダウンロード)	<input type="checkbox"/>
	収入が給与収入のみではない人 提出必須	直近の所得証明書(写し)	市区町村により名称が異なる場合あり(課税証明書など)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	給与収入がある人 (アルバイト・パート、派遣等)	給与等証明書〔認定用〕	勤務先からの証明が記入されたもの	共済組合ホームページ (ダウンロード)	<input type="checkbox"/>
	年金収入がある人 (公的・企業等すべて)	直近の年金額決定通知書(写し)	受取人、年金額、通知日(改定日)が確認できるもの	年金事務所 生命保険会社等	<input type="checkbox"/>
	雇用保険を受給している人 (収入要件を満たしている必要があります)	雇用保険受給資格者証一式(写し)	日額・受給者氏名が確認できるもの	ハローワーク	<input type="checkbox"/>
	自営業、不動産、 配当金等がある人	直近の確定申告書一式(写し)	収支内訳書 または 青色申告決算書含む全ページ	税務署	<input type="checkbox"/>
育児休業、介護休業、 傷病手当金がある人	直近の各種決定通知書等(写し)	受給者氏名、受給金額が確認できるもの	ハローワーク 支払元	<input type="checkbox"/>	

	確認事項	提出書類（認定対象者のもの）	摘要	発行元 (様式掲載元)	チェック欄
2	無収入の人 提出必須	直近の所得証明書(写し)	市区町村により名称が異なる場合あり(課税証明書など)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
	退職した人 (転職等で前年から 勤務条件が変わった 場合を含む)	退職日が記載された書類 (過去2年間で退職した勤務先についての資料をすべて提出してください。)	次のいずれか 1 退職証明書(写し) または 辞令(写し) 2 雇用保険被保険者離職票(写し) 3 雇用保険受給資格者証一式(写し)	1,2は元勤務先など 3はハローワーク	<input type="checkbox"/>
		雇用保険受給に関する調査票	左記調査票の該当する箇所チェックをする	共済組合ホームページ (ダウンロード)	<input type="checkbox"/>
		直近の確定申告書一式(写し)	給与・公的年金以外の収入がある場合 収支内訳書 または 青色申告決算書を含む全ページ	税務署	<input type="checkbox"/>
	雇用保険の受給が 終了した人	雇用保険受給資格者証一式(写し)	雇用保険の受給が終了した日、受給者氏名が確認できるもの	ハローワーク	<input type="checkbox"/>
自営業を 営んでいた人	直近の確定申告書一式(写し)	収支内訳書 または 青色申告決算書含む全ページ	税務署	<input type="checkbox"/>	
	廃業届	廃業の事実、その発生日が確認できるもの		<input type="checkbox"/>	